

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第三十六号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
委員 岩澤 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
若木 勝蔵君
原 虎一君
林屋龜太郎君
岩男 仁藏君

政府委員

地方財政委員 荻田 保君
地方自治 藤野 繁雄君
政務次官 奥野 誠亮君
財政課長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
常任委員 會專門員 武井 群嗣君
會專門員 會專門員 武井 群嗣君

事務局側

常任委員 福永興一郎君
常任委員 會專門員 武井 群嗣君
會專門員 會專門員 武井 群嗣君

本日の會議に付した事件

○委員長の報告

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) それではこれより委員會を開会いたします。二十三日の公聴会の人選が大体きまりましたから申上げます。最初に自由党推薦の小倉

庫次君、並びに小関青一君、自由党並びに緑風会推薦の猪間一君、社会党右派の御推薦の中村哲君、東京都の春副知事、特別区は千代田区長、又は新宿区長、新聞界の代表は東京新聞論説委員の立川克捷君、社会党左派の御推薦の野村カツ君、なお一般から下村金太郎君、中山幹君、笹川作八君、それから目下自由党の佐藤功君に交渉中でございます。以上大体決しましたから御報告申上げます。

○委員長(西郷吉之助君) 本日は、地方公務員法が昨日衆議院を通過して本審査に付せられましたから、同法案について質疑を開始いたします。この法案につきましても、先般政府委員より提案理由の説明並びに逐條説明を終つておりますから、直ちに御質疑をお願いいたします。速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(西郷吉之助君) 速記を開始して……只今答弁する鈴木次長が衆議院におりますので、来る間先日来質疑を継続しております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の質疑をいたします。

○若木勝蔵君 私は單位費用の法定について、これは極めて重要なものであると、そういう点から十分これは審議をしなければならぬと考えているものであります。特に教育関係の方面で先般詳細に質問をしたのであります

すが、一、二その点につきましてまだ不審な点がありますので、伺いたいと思つてあります。

先般政府委員に質問してその点がつきりしなかつた、私自身も又つきりしなかつた点があるのであります。が、結核教員を枠外にしているかどうかという問題であります。その点につきまして、先般の御答弁では、行政規模の中に〇・六だけを含んでいるというふうなことから御答弁があつたのでありますけれども、これは單位費用を決定する場合の問題であつて、性質から言つたら恐らく枠内に入らなければならない、こういうふうに考えられるのであります。要は私の伺いたいところは、財政計画全般から見まして、基準財政需要額というふうな立場から、定員の中に枠外としてゐるか、枠内としてゐるか、その点を伺いたいと思つてあります。

○政府委員(奥野誠亮君) 結核関係等の先生につきましては、地方財政計画の上では一・三三〇のものを認めておつたわけであります。それに対しては平衡交付金法におきましますところの基準財政需要額の面におきましては、結核休職関係を二・四四六、より多く見ているわけであります。ただ従来地方財政計画をきめるときに用いておりました数字が、最近の教職員の結核患者の増加の傾向からいたしまして、最近の実績に基いてこれだけの数を加算して平衡交付金の面では計算するようになって来たわけであります。

○若木勝蔵君 そういたしますと、それだけは枠外に見られてゐるというわけになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○若木勝蔵君 それでは三級の代用教員の方面はどういうようになっておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三級は〇・八八八だけ枠外に見ております。

○若木勝蔵君 枠外ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) そうです。

○若木勝蔵君 その点はそれでいいです。

それから更に昨日御答弁のありました寒冷地の問題であります。これにつきましても私も帰りましたから少し調べてみたのでありますけれども、昨日頂いた資料が今どこかへ行つてゐるからつきりしないのですが、四級地を決定する場合には、零下九度というふうなものを以てしたようであります。が、それは実際において零下九度というふうな方面は、内地の方面では山間でないければ見られないのじやないか、そういう点をきめられるのはどんなものですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 四級地は地方財政委員会規則でそれらの地域を指定しておりますので、今具体的にどういふ土地が指定されてゐますかというところを申上げます。北海道旭川市、帯広市、そのほか空知支庁管内の一部、上川支庁等がございます。そのほかの地域では四級地はないようであります。

ます。

○若木勝蔵君 それはですね。四級地というものはいわゆる内地の方面にもありませんか。どこか新潟のほうにありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 新潟県では一級地と二級地だけであります。

○若木勝蔵君 福島県のほうにありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 福島県も一級地と二級地だけであります。

○若木勝蔵君 四級地はありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) ありません。

○若木勝蔵君 そうすると、実際において寒冷度がマイナス九度以上ということによつて、内地の方面では四級地に指定されてゐる所がないと、こういうふうにして承知して差支えありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○若木勝蔵君 私はあるように考えておつたのであります。が、ないというところになればそれでいいのであります。けれども、実際において北海道においては、こういうふうな場合はあり得るけれども、内地は殆んど山間でなければ〇・九度以下になることがない。従つてこの四級地の規定は、寒冷地の規定は内地においては空文である。強いて平衡交付金を配分するというところになれば、山間の場合、何も人家もないようなところには平衡交付金が渡るといふ

ようなことにはなりはしないか、そういうふうなことを考えたので御質問を申し上げたのであります。大体今のところその程度にとめておいて又あとで……

つております。そういうことを基準にいたしたいと考えております。その際その基準では、人口の段階、或いはできれば市街地的なところと農村的なところというふうに分けたいと思つておつしやいますように農村方面におきまして山林野火の關係というよう

りということも考えなければなりません。従ひまして総額の割程度のもので持つておつたのでありますが、過去の経験から見ても、或る程度これは少くともいい、こういう考えから総額の八分、百分の八、こういうしたわけでありまして、なお特別交付金につきましても、できる限り客観的な基準を示して、ただ基準なしに出すなん

ことも考えておりますけれども、或る程度はどうしてもそこに自由裁量が入るといふことは、この交付金の性格として止むを得ないと思つて併し先ほども申し上げましたように、成るべくこれを客観的な標準によつて……、御覽になりますとおわかりになると思つたかといふことはつきりしておる。

共団体、こういうふうに変更して、公平委員会を置く地方団体の委任するところの範囲を拡大したのであります。それによつて公平委員会の運用をよりよくしよう、こういうことなのであります。

○石村幸作君 もう大抵質疑は、皆さんが質疑されたので、特にこの中で消防費なんです、これは現行法は、家屋の面積を人口に直したわけですが、そこで町村の場合ですと、今消防団が出動するといふような場合は、殆んどこの家屋の火災よりも、早くいえば野火、山火事、殆んどあのほうが出動人員も多いくらいで、金もあのほうがかかる。それで今非常に町村は困つておるわけでありまして、そこで特に町村、これは山岳地帯の町村が多いのです

が、町村の要望としては、常に床面積の測定単位に山林を考慮に入れてくれといふことを要望しておるわけで、私も自分でそれを見て、確かにそう要望する理由もあると、こう見てゐるのですが、当局はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(秋田保君) 消防費の測定単位を家屋面積から人口に改めましたことについては、たび／＼の説明等で申上げたのでありますが、そこで人口を単位費用にとりまします場合に、如何にして如何なる補正係数を用いて、どれだけの差をどういふ方面につけるかといふことが問題になつて来ると思つておつたのであります。国家消防

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございせんか。

○委員(西郷吉之助君) 本日は鈴木次長並びに長野公務員課長が参議院の質疑のためにこちらへ参れませんか。本日公務員法の質疑は明日に譲ります。

○石村幸作君 今の大きい考慮する、補正係数をきめるときにこれを考慮するといふ御答弁で満足いたしました。それから、一つ十分考慮して頂きたい。それからこれは特別交付金の率の改正ですが、現行は百分の十、それが今度は大体百分の八になつたわけですが、これは何か根拠があるのですか。

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金の配分につきましては、全般的に、我々といひましては、成るべくいゝわゆる行政の範囲といふのを少くして、法律ではつきりときめて、そうして機械的に団体に配分できるといふ方向に大きな数字として持つて行きたい。そういう意味で、この普通交付金のほうにつきましても、交付の基準等成るべく法律に持つて行きたいといふふうにお考えしておるわけでありまして、そうはいいたし

○石村幸作君 これは二十七年限りになつておるのを継続されたのです。これは主として災害その他の特別な事情によつて配分するといふことで、今の御説明の通りなんです。この特別平衡交付金の配分がどうもはつきりしてないやうなんです。何か、何かつまり地財委の中心といふとおかしいが、それが割合に自由に裁量できるといふように思われるのですが、何かはつきりした基準がこれにありますか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございせんか。……それでは質疑がなければ平衡交付金の質疑は今日はこれにて打ち切ります。

○委員(西郷吉之助君) それでは本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十二分散会

○政府委員(秋田保君) 消防費の測定単位を家屋面積から人口に改めましたことについては、たび／＼の説明等で申上げたのでありますが、そこで人口を単位費用にとりまします場合に、如何にして如何なる補正係数を用いて、どれだけの差をどういふ方面につけるかといふことが問題になつて来ると思つておつたのであります。国家消防

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金の配分につきましては、全般的に、我々といひましては、成るべくいゝわゆる行政の範囲といふのを少くして、法律ではつきりときめて、そうして機械的に団体に配分できるといふ方向に大きな数字として持つて行きたい。そういう意味で、この普通交付金のほうにつきましても、交付の基準等成るべく法律に持つて行きたいといふふうにお考えしておるわけでありまして、そうはいいたし

○政府委員(秋田保君) 先ほどお話し申し上げましたように、成るべくはつきりした基準で分けるというのが我々の考へであります。併しながら何分にも一万余の団体に分けるのでありますから、如何なる基準を作りましても、いゝわゆる杓子定規的なことになる。やはどこか手直ししなければならぬところがある。その意味で特別平衡交付金を置いておるわけでありまして、先ほど申しましたように、特別平衡交付金につきましても、相当詳しい基準を、客観的な基準を出して行くといふ

○委員(西郷吉之助君) お手許に地方公務員法の衆議院の修正案をお配りいたしました。これについて藤野政務次官に説明いたさせます。

○政府委員(藤野繁雄君) 衆議院のほうでは、第七條の第四項の「当該都道府県」といふのを当該都道府県だけに限定するよりも「他の地方公共団体」にも委託したほうがいいといふうなことで第四項の修正をしたのであります。従ひましてこれに関連して、第九條第九項においても「都道府県」といふのを「地方公共団体」と改め、又当該都道府県」といふのを「他の地方公

○政府委員(秋田保君) 消防費の測定単位を家屋面積から人口に改めましたことについては、たび／＼の説明等で申上げたのでありますが、そこで人口を単位費用にとりまします場合に、如何にして如何なる補正係数を用いて、どれだけの差をどういふ方面につけるかといふことが問題になつて来ると思つておつたのであります。国家消防

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金の配分につきましては、全般的に、我々といひましては、成るべくいゝわゆる行政の範囲といふのを少くして、法律ではつきりときめて、そうして機械的に団体に配分できるといふ方向に大きな数字として持つて行きたい。そういう意味で、この普通交付金のほうにつきましても、交付の基準等成るべく法律に持つて行きたいといふふうにお考えしておるわけでありまして、そうはいいたし

○政府委員(秋田保君) 先ほどお話し申し上げましたように、成るべくはつきりした基準で分けるというのが我々の考へであります。併しながら何分にも一万余の団体に分けるのでありますから、如何なる基準を作りましても、いゝわゆる杓子定規的なことになる。やはどこか手直ししなければならぬところがある。その意味で特別平衡交付金を置いておるわけでありまして、先ほど申しましたように、特別平衡交付金につきましても、相当詳しい基準を、客観的な基準を出して行くといふ

○委員(西郷吉之助君) お手許に地方公務員法の衆議院の修正案をお配りいたしました。これについて藤野政務次官に説明いたさせます。

○政府委員(藤野繁雄君) 衆議院のほうでは、第七條の第四項の「当該都道府県」といふのを当該都道府県だけに限定するよりも「他の地方公共団体」にも委託したほうがいいといふうなことで第四項の修正をしたのであります。従ひましてこれに関連して、第九條第九項においても「都道府県」といふのを「地方公共団体」と改め、又当該都道府県」といふのを「他の地方公

○政府委員(秋田保君) 消防費の測定単位を家屋面積から人口に改めましたことについては、たび／＼の説明等で申上げたのでありますが、そこで人口を単位費用にとりまします場合に、如何にして如何なる補正係数を用いて、どれだけの差をどういふ方面につけるかといふことが問題になつて来ると思つておつたのであります。国家消防

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金の配分につきましては、全般的に、我々といひましては、成るべくいゝわゆる行政の範囲といふのを少くして、法律ではつきりときめて、そうして機械的に団体に配分できるといふ方向に大きな数字として持つて行きたい。そういう意味で、この普通交付金のほうにつきましても、交付の基準等成るべく法律に持つて行きたいといふふうにお考えしておるわけでありまして、そうはいいたし

○政府委員(秋田保君) 先ほどお話し申し上げましたように、成るべくはつきりした基準で分けるというのが我々の考へであります。併しながら何分にも一万余の団体に分けるのでありますから、如何なる基準を作りましても、いゝわゆる杓子定規的なことになる。やはどこか手直ししなければならぬところがある。その意味で特別平衡交付金を置いておるわけでありまして、先ほど申しましたように、特別平衡交付金につきましても、相当詳しい基準を、客観的な基準を出して行くといふ

○委員(西郷吉之助君) お手許に地方公務員法の衆議院の修正案をお配りいたしました。これについて藤野政務次官に説明いたさせます。

○政府委員(藤野繁雄君) 衆議院のほうでは、第七條の第四項の「当該都道府県」といふのを当該都道府県だけに限定するよりも「他の地方公共団体」にも委託したほうがいいといふうなことで第四項の修正をしたのであります。従ひましてこれに関連して、第九條第九項においても「都道府県」といふのを「地方公共団体」と改め、又当該都道府県」といふのを「他の地方公

○政府委員(秋田保君) 消防費の測定単位を家屋面積から人口に改めましたことについては、たび／＼の説明等で申上げたのでありますが、そこで人口を単位費用にとりまします場合に、如何にして如何なる補正係数を用いて、どれだけの差をどういふ方面につけるかといふことが問題になつて来ると思つておつたのであります。国家消防

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金の配分につきましては、全般的に、我々といひましては、成るべくいゝわゆる行政の範囲といふのを少くして、法律ではつきりときめて、そうして機械的に団体に配分できるといふ方向に大きな数字として持つて行きたい。そういう意味で、この普通交付金のほうにつきましても、交付の基準等成るべく法律に持つて行きたいといふふうにお考えしておるわけでありまして、そうはいいたし

○政府委員(秋田保君) 先ほどお話し申し上げましたように、成るべくはつきりした基準で分けるというのが我々の考へであります。併しながら何分にも一万余の団体に分けるのでありますから、如何なる基準を作りましても、いゝわゆる杓子定規的なことになる。やはどこか手直ししなければならぬところがある。その意味で特別平衡交付金を置いておるわけでありまして、先ほど申しましたように、特別平衡交付金につきましても、相当詳しい基準を、客観的な基準を出して行くといふ

○委員(西郷吉之助君) お手許に地方公務員法の衆議院の修正案をお配りいたしました。これについて藤野政務次官に説明いたさせます。

○政府委員(藤野繁雄君) 衆議院のほうでは、第七條の第四項の「当該都道府県」といふのを当該都道府県だけに限定するよりも「他の地方公共団体」にも委託したほうがいいといふうなことで第四項の修正をしたのであります。従ひましてこれに関連して、第九條第九項においても「都道府県」といふのを「地方公共団体」と改め、又当該都道府県」といふのを「他の地方公